

# 住宅用地（変更）申告書

広島市長

令和 年 月 日

申 告 者	住所又は所在地	(電話 )										
	氏名又は名称											
	個人番号又は法人番号											

広島市市税条例第74条の2第1項の規定により、下記のとおり申告します。

## 記

### 1 土地

所 在 ・ 地 番	地 積
	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>

### 2 申告の理由（該当する理由に○をしてください。）

新 築	増 築	滅 失	その他（ )
-----	-----	-----	--------

### 3 家屋

所 有 者	家屋番号	延べ床面積	居住部分の床面積	階数
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
構 造	用 途		住居の数	居住の用に供した年月日（※）
木 造 ・ 非 木 造	専用住宅・併用住宅・その他（ )			
所 有 者	家屋番号	延べ床面積	居住部分の床面積	階数
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
構 造	用 途		住居の数	居住の用に供した年月日（※）
木 造 ・ 非 木 造	専用住宅・併用住宅・その他（ )			

（※）増築又は滅失等の場合は、これらが完了した日を記載してください。

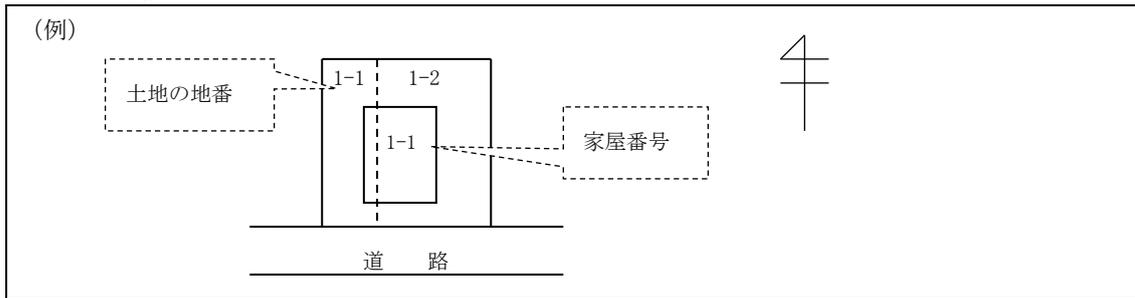
### 4 敷地及び配置図

--

◎ 申告書の記載方法は裏面をご覧ください。

**【申告書の書き方】**

- ◎ 申告者 …… 宅地の利用状況に変更があった年の翌年の1月1日現在の所有者が申告者となります。
  - ・ 個人番号又は… 申告者の個人番号（又は法人番号）を記載してください（個人番号（12桁）を記載  
法人番号 する場合は、先頭の1マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。
- ◎ 土地 …… 住宅の敷地となっている土地を筆ごとに記載してください。
  - ・ 所在・地番 … 登記地番を記載してください。
  - ・ 地積 … 登記簿上の地積を記載してください。
- ◎ 申告の理由 …… 該当する理由に○をしてください（その他に○をされた場合には、その理由を記載し  
てください。）。
- ◎ 家屋 …… 「土地」欄に記載された土地の上にある家屋について、1棟（区分所有家屋の場合は  
1戸）ごとに記載してください。
  - ・ 所有者 … 家屋の所有者の氏名又は名称を記載してください。
  - ・ 家屋番号 … 登記されている場合のみ記載してください。
  - ・ 延べ床面積 … 家屋全体の床面積を記載してください。
  - ・ 居住部分の … 居住の用に供する部分の床面積を記載してください（店舗、事務所等住宅以外がある  
床面積 場合には、その部分を除いた面積となります。）。
  - ・ 階数 … 階数（階層数）を記載してください。
  - ・ 構造 … 該当するものに○をしてください。
  - ・ 用途 … 該当するものに○をしてください（その他に○をされた場合には、その用途を記載し  
てください。）。
  - ・ 住居の数 … 住居の数を記載してください。
  - ・ 居住の用に … 実際に住み始めた日を記載してください。なお、増築又は滅失等の場合には、これら  
供した年月日 の完了の日を記載してください。
- ◎ 敷地及び配置図



※ 1筆の土地に1戸の専用住宅等を新築、滅失等行った場合は、敷地及び配置図を記載していただく必要はありません。

**【申告の期限】**

宅地の利用状況に変更があった年の翌年の1月31日までに申告してください（ただし、認定期日は1月1日です。）。

**【番号及び身元確認に必要な書類】**

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出される際は、本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、次の書類を提示（郵送で提出される際は写しを添付）してください。

区分	番号確認書類及び身元確認書類
マイナンバーカード をお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 写しを添付される場合は、表面及び裏面の写しが必要です。
マイナンバーカード をお持ちでない方	① 番号確認書類 通知カード※、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ ※ 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致している場合は、個人番号を証明する書類として引き続きご利用いただけます。 ② 身元確認書類 運転免許証、パスポートなど 上記以外の身元確認書類については、その土地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室にお問い合わせください。

**【申告書の提出先】**

その土地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室